

会 議 名	令和2年度第2回板橋区障がい福祉計画等策定委員会
開 催 日 時	令和2年10月2日（金）午後2時00分～午後4時00分
開 催 場 所	板橋区役所本庁舎（北館）9F 大会議室B
議 題	板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画（第2期）の素案（中間のまとめ）について
出 席 者	[委員 12名]（敬称略） 中島隆信、藤井亜紀子、渡辺理津子、生方一恵、山本英利、鈴木正子、長澤重隆、佐々木章吾、秋吉麻帆、勝沼深、土岐祥子、村山美和（欠席3名） [区側出席者]福祉部長 [事務局]障がい政策課長および係長・担当職員、障がいサービス課長
傍聴の可否	公開（傍聴できる）
傍聴者数	4名
次 第	1 開会 2 議題 (1)板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画（第2期）の素案（中間のまとめ）について 3 その他 4 閉会
配 布 資 料	資 料：板橋区障がい者計画2023障がい者福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）素案 参考資料1：板橋区障がい者実態調査報告書（案）概要版 参考資料2：計画事業 進捗状況一覧
所 管 課 名	障がい政策課

議 事 状 況

1 開会

(事務局)

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。板橋区障がい福祉計画等策定委員会事務局の障がい政策課長の小島です。これより、第2回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。

なお、第1回と同様に新型コロナウイルス感染症対策のため、基本的に着座のまま進めさせていただきますので、ご理解の程、お願い申し上げます。

開会にあたりまして、中島委員長より挨拶をお願いします。

(委員長)

第1回の際には、計画の骨子案ということで主に計画の理念についての協議を行いました。皆様から貴重なご意見をいただきましたが、本日の協議前半はこれを踏まえた修正案が対象となっています。後半では具体的な事業に関する供給案について諮ることとなります。新型コロナウイルス感染症の影響で、計画を考えるにあたって、難しい面が出ていますが、本日もよろしくご協議の程、お願いいたします。

(事務局)

有難うございました。

本日は、齋藤副委員長、糸賀委員、二階堂委員の3名の方がご都合により欠席でございます。

齋藤副委員長におかれましては医師会会長という立場で、残念ながら欠席せざるを得ないということでした。本日は事務局でフォローして進めていきますので、ご了承ください。なお、齋藤副委員長とは事務局案を基に事前に打合せを行っています。

また板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第6条第2項により、半数以上の委員が出席していますので、本委員会は有効に成立していますことをご報告いたします。

なお第7条に基づき、本委員会は公開により行っています。本日は4名の方の傍聴があります。発言の際、個人情報等へのご留意をお願いします。

開始にあたり資料の確認をいたします。予めお送りした素案の冊子と、本日、次第と追加資料を机上配付させていただきました。日程的な制約があり、参考資料が当日配付となり、ご迷惑をおかけします。不足はございませんでしょうか。

それでは、ここからの委員会の議事進行を中島委員長にお願いしたいと思います。中島委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議題

(1)板橋区障がい者計画 2023 及び障がい福祉計画(第 6 期)・障がい児福祉計画(第 2 期)の素案(中間のまとめ)について

(委員長)

第 2 回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開催します。

本日の主要な議案は、計画素案、すなわち中間のまとめが議題となっております。

各委員には事前に計画素案の案が送られているものと思います。第 2 部までは、第 1 回で協議した骨子案に対し、修正と事業の追加がされたもの、第 3 部以降は、今回新たに協議する部分となっております。進め方はいかがいたしましょうか。

(事務局)

今、委員長からのご説明の通り、第 2 部までがだい 1 かい骨子案の修正・追加、第 3 部以降が今回新たに加わった部分となります。

従いまして、第 2 部までと第 3 部以降で分け、協議・確認をしながら進めていく形を取り、最後に全体を通しての確認をする流れでいかがでしょうか。

(「意義なし」の声多数あり。)

(委員長)

ご異議がなければ、事務局から第 2 部までの説明をお願いします。

【第 1 部・説明】

(事務局)

それではご説明いたします。

資料 3 ページをご覧ください。国の基本指針です。骨子案では 4 行程度の記載でしたが、基本理念をきちんと掲載するということが必要という意見をいただいたため、今回①基本的理念～⑤障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標まで 1 ページ分追加しました。

次に 7 ページをご覧ください。④精神障がい者の推移と傾向です。全体で障がい者が増加していますが、特に精神障がい者の増加が著しい状況となっております。その根拠・背景として、自立支援医療の申請推移を追加しました。また、自立支援医療がどういうものかの説明も追加しました。

同じく 7 ページ、(2)障がい児の推移と傾向、①障がい児全体の推移と傾向です。骨子案では手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しています、という表現としていたも

のを、支援を必要としていく子どもが具体的にどのような支援を必要としているのかという記載がないという指摘のもと、今後の「このような子どもたちについてもニーズを捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります」という文言を追加しました。また発達だけでなく、医療的ケアについても同じ傾向がある可能性を踏まえ、追加しました。

続きまして 10 ページお願いいたします。(3) 一般就労への支援、○の 3 つ目のが追加部分です。区職員の障がい者雇用の推進が必要という意見を踏まえ、記載を追加しました。実績としましては板橋区障がい者活躍推進計画の策定を追加記載しております。

12 ページをご覧ください。(4) 障がい福祉に関する区民意向調査の結果です。前回、別紙資料としてお示ししました調査概要を、本編に追加しました。

15 ページです。(5)障がい福祉サービス費用の推移についてです。骨子案では調整中でしたが、今回障がい福祉サービス費用、3 カ年の決算額、増加傾向にあるということを記載いたしました。現行計画でも記載をさせていただいております、近いうちに 100 億円を超える見込みを立てておりました。実際に平成 30 年度に 100 億円を超えている状況となっています。区全体の財政は新型コロナウイルスが甚大な影響を与えることが予想されます。障がい福祉分野におきましても、将来を見越し、事業・サービスの創意工夫を重ね、質の向上を図っていくということを記載しております。

【第 2 部・説明】

板橋区障がい者計画 2020 です。

16 ページに基本理念、基本目標です。こちらは変更ありません。

18 ページでは施策の体系です。骨子案では施策という表現に留めておりましたが、事業の位置づけまで記載しました。130 程度の事業を位置づけることで調整が図られております。

25～27 ページに重点項目を 5 つ掲載しました。追加の部分は 25 ページの重点項目 1、相談支援体制の充実、特に発達障がい者支援です。自立支援協議会や前回の委員会などの意見を踏まえ、発達障がい者支援センターに係る記載を追加しました。また庁内の関係部署の組織横断的な対応を図っていくを追加しました。

28 ページをご覧ください。基本目標に基づく施策の展開です。具体的な 130 程度の事業の展開、表形式のものを追加しました。その中でも 29 ページ、施策 2、障がい福祉サービスの充実と質の向上に

ついてです。骨子案では「障がいのある方の自立」という表現でしたが、「障がいのある人が自らの選択により自分らしく生きることができる」という文言に変更しました。

【第1部、第2部・質疑応答】

(委員長)

ありがとうございました。ここで1度、質疑応答に入りたいと思いますが、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

早速ですが、29ページ「障がい福祉サービスの充実と質の向上」について、私の意見を取り入れて「自立」という文言を修正したのですが、誤解があるかと思しますので、訂正します。私は「自立」という言葉自体を使わないで欲しいとは言っておりません。「自立」という言葉を使うことは、行政のあり方を示すいい機会だと思っているのです。ただ、「自立」をどう捉えるかです。今回、経済的自立を支えるための就労支援の方法がたくさん出てきています。いろんな障がいがある方がいて、働きたくても働けない人もいるということを知っていただきたいのです。

私が前回言いたかったのは、そういうことも含めて「自立」のあり方が多様であると思っているということです。私は障がい者団体を辞めましたし、所得もありません。誰もが自立してないと思っていたとしても、私は自立していると思っています。福祉サービスを使って、自立していると思っています。行政が、このような自立の形もあるということを示してほしいのです。自立のあり方の方向性を考えてほしいのです。そこを省いてしまうと、働けることが自立だということになります。行政がその姿勢でいた場合、働けない障がい者の方たちはどうしたらいいのですか。もう少し多様な価値観を認めてほしいです。

社会に貢献できることが自立だと考えることもよいです。その中で施策や制度を使って生きる生き方を行政が認めるべきだと思います。そうでないことがとても残念に思います。今回の表現について、私の意見によって、自立という文言が変わったと知らなければ、他の意見とまとめて、のちに言うつもりでした。もう少し考えてほしいです。

(事務局)

前回のご意見を踏まえて、このような形で記載させていただいた箇所ではございますが、それ以降の会議の中でも、自分の選択と自分らしく生きることができるということは非常に重要なことであると、そ

の点について皆様にご了承いただいております。ご意見をいただいた点につきましては、検討させていただきます。

(委員)

地域生活支援拠点の整備について意見があります。「障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え」という部分ですが、3種の障がい者の生活は、住む場所を基盤にしていくという考え方が基本だと思えます。板橋区は区内を3路線、三田線、東上線、有楽町線と通っていますが、その中で1か所のみで行っていくというのは難しいのではないのでしょうか。拠点は複数箇所に設けていただきたいと考えております。それは基本計画のどこかに追加できますでしょうか。近隣自治体ですと、新宿区や練馬区は既にできていると思えます。

さらに、必要に迫られて作るというよりは、今後より良いものを作っていくためにも、スケジュール等を合わせて小委員会を設置していただきたいと思えます。基本目標2の中には、地域自立支援協議会などで検討を進めるとありますが、複数の地域生活拠点を持ち合わせておりますので、周りに遅れている分、専門性の高い方が小規模できめ細やかに話し合う必要があると感じます。小委員会を設置してほしいです。

また、併せて基幹相談支援センターを中心としたとも記載がありますが、そもそも基幹相談支援センターは4つの機能があります。総合相談、専門相談、地域移行、地域定着があります。複数の機能があるので、そこが中心となっていくのは難しいと思えます。新宿区は、身体、知的、精神それぞれ別の相談支援センターを持っています。練馬区は、相談支援センター自体は基幹相談支援センターのような組織が3つあります。やはり複数箇所設置した方がいいと思えますのは、そういった周りの状況、事例を受けての意見です。何度も申し上げますが、小委員会と複数の相談支援センターの設置という文言を記載するのは難しいのでしょうか。

(事務局)

地域生活拠点ということで、拠点という言葉があり、1か所とされていることであるのかと思えますが、複数の機能を集約していくという方向になっております。その中の軸として、障がい者福祉センター、基幹相談支援センターを考えているところです。それ以外にも、拠点としての位置づけを予定しております板橋キャンパスも、今後検討していきます。計画の中でどこまで表現として盛り込んでいけるのかというところはありますが、ご意見を参考に検討していきたいと存じます。

また、小委員会の設置ということに関しましても、自立支援協議会の本会の中で、審議させていただいております。具体的に話を進めていくために専門性を高め、議論を深めることが必要ではないかというご指摘もございますので、そちらについては、部会や関連する会議体の活用を検討しているところです。現状ではこのような表現になっております。

(委員)

面的整備の件で、コーディネーターという覚えがあります。どのような機能を持っているのかということを確認に計画に盛り込んだ方が良いのではないのでしょうか。

もう一点、障がい者の方がひとり暮らしの体験がしたいという中で、分類していくとグループホーム等に当てはまると思うのですが、例えば重度の障がい者の方が板橋キャンパスでは体験が可能ということになっております。重度重複障がい者のグループホームはなく、受け皿がないということで、こちらは第3部の内容となってしまいますが、その点をどのようにお考えなのか、区としての答えをいただきたいです。

(事務局)

まずひとつ、コーディネートということですが、38ページの2-2「緊急時時相談に対応できる環境の整備」と「多様なニーズに対応できる連携体制の構築」で触れさせていただいております。こちらでもう少し具体的な内容に修正を検討させていただければと存じます。

また、重度重複障がいの方に対するグループホーム、受け皿ということにつきましては、ご指摘の通りニーズがある中で受け皿がないという状況です。それにつきましては区としても認識をしております。策としましては民間企業参入や、場合によっては公共施設の活用等も取り入れながら、ニーズへの対応を図っていきたいと考えております。こちらにつきましては第3部でもう少し触れさせていただきたいと思っております。

(委員)

19ページの1-3-2「④サポートファイルの作成」とありますが、他区では作成に終わって活用されていないという事例があると聞いています。作成だけで終わらせず、活用・充実とか、運用を目的とした内容にさせていただきたいです。

(事務局)

31ページの3-2「サポートファイルの作成」でお示しをさせていただいております。こちらにつきましては、検討を進めているところ

です。ご指摘の通り、他区では活用されなかったという事例もあります。使い続けられるものにするためにはどうすべきかを含めて、作成を続けております。作成・充実・活用というところは進めていかなければいけないと思っておりますので、表現については検討させていただければと思います。

(委員)

30 ページ「サービス提供に係る人材育成」では、人材育成の中身について、具体的にどのようなことを行うのでしょうか。ヘルパー不足についてはどこかに入っておりますでしょうか。

(事務局)

サービス提供事業所の人材を育成していくためにも、様々な研修を行っていくということです。人材の確保ということはこの事業には入っておりません。21 ページの 2-2-2「④専門的人材の確保・養成」があり、人材確保の必要性を感じておりますので、別の事業で取り扱っております。

(委員)

具体的には記載をしない方向ですか。

(事務局)

制度全般に関することですが、給付費は職員のスキルアップにつながるような取り組みをしていただいたりということを踏まえた上で、運営費の加算を行ったりしています。そのような人材育成につながる運営費の使い方をしております。

(委員)

多くの介護事業所では大変な状況があります。新しい職員が入ってこないのです。働いている人も疲弊している状態が続いています。行政が必要なものであると伝えていただきたいです。福祉全般をアピールする必要があると思います。民間委託で難しいところもあるかと思いますが、もう少しアピールをお願いいたします。

(事務局)

行政の方でも民間の業者とつながりの中で、様々なサービス提供を行っております。その中で人材育成があったり、国の制度も踏まえながら今後もアピールをし、事業者と連携していければと思います。

(委員長)

ありがとうございました。第 1 部の最後の辺りですが、お金の問題だけでなく、人材も相当厳しい状態になってしまいます。これは板橋区だけでなく東京全体の話で、どこまで具体的にできるかということではあります。問題として意識をしているというぐらいのことで、

どこかで出来るとよいと思います。区としてできることは当然限りがありますので。

(事務局)

新型コロナウイルスの影響についての記載ですが、区の方針が示される時期がございますので、そちらが発表されましたら、こちらの計画にも反映させていきたいと思っています。

(委員)

今回、25 ページに「発達障がい者支援の充実」が重点施策と位置づけられ組織横断的な対応が方向性として示されたことは大事です。さきほど、障がい者の推移で精神障がい者の増加が顕著であることが取り上げられましたが、これは発達障害者の精神障害者保健福祉手帳の取得が増えているからだと思われます。ただし、発達障がいが見逃され、無支援状態でひきこもりなどの人がかなりいることも明らかになっています。区の新年度予算案のプレス発表の際に、発達障害の支援が注目され、主要新聞各紙で取り上げられました。注目の理由は、区レベルの大人の発達障害の支援は必要性が認識されながら、なかなか手がつけられていなかったからと考えられます。今回板橋区で先駆的モデルとなる事業がスタートしたことは大きな意義があり、実施する自治体としての責任が生じます。したがってセンターができたことがゴールではなく、これからが始まりです。センターの職員の人数や予算も限られている中、区の既存の精神障害者の支援の社会資源を活用することが求められます。従来より精神障がい者や引きこもりなどの相談窓口になっている健康福祉センターとの連携強化、組織横断的な対応が方向性として示されたことは大事だと思います。

【第3部・説明】

(委員長)

次に、第3部以降について説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

(資料の第3部のポイントを読み上げにより説明)

【第3部・質疑応答】

(委員長)

ここまでで御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

最初の時に質問のタイミングを逃してしまったのですが、板橋区障がい者活躍推進計画が8月に策定されたのが良かったです。民間と連携した区の取り組みを期待したいと思います。

相談支援体制というところで難しいところがあると思いますが、特に精神に障がいをお持ちの方の当事者の特性を生かしたケアサポート、ピアサポート活動、ピア相談というのを、相談支援の中に盛り込んでいただけるといいと思います。65ページ「就業、就労支援」の「更生訓練事業」はニーズが少なくて平成30年度をもって廃止となっています。私は就労移行支援事業所にいるものですから、生活保護を受けながら就労訓練をされている方もおりました。ニーズが本当に少ないのは理解しておりますが、廃止になったのが本当に残念です。これから就労していきたいという方が毎月少しずつ求職活動に向けたものを揃えていく中で、非常に活用させていただいたものですから、今後貧しい人の就労支援を図っていくということで、何か変わっていくことや今後の展開があれば、示していただければと思います。

(事務局)

更生訓練費支給はかなりニーズが少なくなっていたというところで、廃止させていただきました。ただ、今後こういった支援が求められているかを捉えながら、就労、就業支援という中での施策を検討していきたいです。障がいのある方の就労支援ということで、国もかなり力を入れている部分ですので、区でもポイントを捉えながら、新たに必要なものに関しては、取り入れながら取り組んでいく必要があると考えております。

(委員)

ありがとうございました。多様な生き方があるということで、ピアサポーターとしてピアカウンセリングで就労という形もありますので、ぜひ板橋区の取り組みの中に盛り込んでいただければと思います。

(委員)

前回の質問内容と重複しているのですが、39ページの3-2「災害時の体制の確立」は、これに伴って何か施策を行うのですか。第3部の方に具体的な項目がなかったので、今後区がどのように進めていくのかよく分かりません。

(事務局)

39 ページの体制確立は、区といたしましても、福祉避難所の受け入れ体制の拡充を図っているところでございます。

(委員)

もう一つ質問します。前回の会議で、避難をしにくい人は自宅で待機している場合もあるとお話が出ていたと思います。そのように、皆が自力で避難できるわけではないのです。自宅で過ごす人もいます。自宅にも支援がいくように体制を整えていただき、福祉避難所があれば過ごせる人がいるかもしれないので、その整備も、双方ともに進めていただきたいと思います。

(事務局)

様々な対応を検討していく中で、場面ごとに応じてどういった支援ができるか、行政だけではなく区民の皆さまのお力添えをお借りしながら検討していきたいと思っております。

(委員)

55 ページ「⑨福祉型短期入所」、「⑩医療型短期入所」ですが、今現在、区内において何か所ずつくらいなのか教えていただけますでしょうか。

(委員長)

令和2年4月時点で、8つございます。福祉型と医療型ですが、手元の資料で福祉型と医療型が分かれていないので、申し訳ございませんが、具体的な数値は分かりません。医療型は少ない状況です。

(委員)

医療型の数値が知りたいので、お願いいたします。

(事務局)

確認でき次第、お伝えさせていただきますと思います。

(委員)

57-58 ページ「相談支援」について、希望すれば計画相談支援を利用し、より適切な支援を受けられるとあります。全体的にこの表現ですが、これによってセルフプランの何割の人がどのくらい変わるのかを読み取ることが難しいです。

(事務局)

こちらにつきましては、見込み量を設定させていただいております。事業所に関しましては、区内に限りませんので、全てを区内でまとめるのが困難でございます。具体的な数値目標は設定しておりませんので、このような表現になっております。お話いただきました計画相談のセルフプラン率は3割から4割くらいです。23区では中位に

位置しております。今後は区内で設置する相談支援事業所もサービス事業所も増やしていきたいと考えております。またそれに合わせ、現状の事業所はなかなか手一杯の状況があるので、負担軽減につながるような部分の改善を含め、自立支援協議会の相談支援部会の中でも検討を行っているところです。この計画の中で数値目標を立てるということは難しいのですが、改善を含めた検討については、自立支援協議会での検討を進める中で、少しでもセルフプラン率が下がるような方向を考えていきたいと思っております。

(委員)

58 ページにはセルフプランで適切な支援と記載があるのですから、この下に現在セルフプランは数がいくつで、どう推移していくかと予測をしているということの記載が必要ではないでしょうか。相談支援の中で強く意識しているので、それが計画でどう推移し、達成していくかということは、非常に重要だと思います。

(事務局)

ご指摘の通り、セルフプラン率を掲げて記載をしていただいています。計画的に目標値を上げて記載するということができるのであれば、というところはあるのですが、その数値をお示しできる根拠がないというところもございますので、数値目標を掲げるのは非常に困難であると考えております。現状どのようになっているかというところは、例えば資料編の中でお示しするということを含めて検討させていただきます。

(委員)

この件は、基幹相談支援センターをいくつ作るかという部分と連動していると思います。それを踏まえた上で、今後の数値の検討ということを示してほしいです。

(委員長)

私もこの計画の数値の根拠というのはなかなか難しいと感じています。今のご質問は、特にセルフプランという文言が入っているので、それを踏まえた上での見込み量の数値ではないか、ということだと思います。

私も気になったのですが、令和2年度までをみると、見込み量よりも実績が多く、それは区外のサービスを受けている人がいたということで、それを令和3年度に600まで増やすということは、数値がかなり大きくなっているので、なるべくそれを少なくすると、セルフプラン対応の方も引き受けるという両方の意味があるので、ご質問は、そのあたりを明確にするという意味もあるのではと思ったのです。

が、いかがでしょうか。

(事務局)

見込み量につきましては、この位の方がサービスを必要とするのではないかという、需要の部分でございます。供給に関する部分ではないというところでございます。そういった中で、その見込み量につきましては、都内の各自治体の見込み量をヒアリングで東京都が吸い上げ、東京都が作成する障がい福祉計画の見込み量で反映させる部分です。それに基づいて各サービス提供に係る事業所の整備に係る計画等につきましては、都道府県で設定するという形です。そちらも見つつ、板橋区におきましても区内の事業所が参入できるように進めていきたいと考えております。

(委員長)

セルフプランの文言が入っていることとの数値の整合性や兼ね合いについてはいかがでしょうか。そこは特に意識されていなかったということでしょうか。

(事務局)

その点については、課題認識としての文言を使っており、見込み量との兼ね合いは、ここでは特にないということになります。

(委員)

返答が雑であると感じます。せっかく検討しているので、他の数値もただ羅列している数値をどう見るかということになります。それぞれの意見を伺った方が良いかもしれません。

(委員長)

これはここに載っているすべての数値に共通する課題ですが、先ほどご説明がありましたように、基本的には実績値を踏まえて、それをベースに予測していくということになります。特に供給の方は考慮していないのは、東京都との関係もありますし、板橋区の中だけの受給バランスについても保証できないということです。

(委員)

そうすると、重点項目と数値とどう兼ね合いがあるのかという視点でご説明いただきたいです。

(委員長)

策定の数値で出す段階でどの程度意識されているか、そのあたりを考えているのであれば、第3部の最初の部分でもう少し書き込んでもいいように思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

記載については、ご意見を踏まえて検討させていただきます。計画

の作りで、見込み量を示していくところに関しましては、国の基本指針に基づいて、一定の決まりの中で行っています。ご意見を踏まえ、こういった記載ができるか受け止めて検討させていただきます。

(委員長)

現状ではそのような回答になると私も思います。

(委員)

セルフプランの記載については、74 ページにも「①障がい児相談支援」に出ている、「成人と比較してセルフプラン率が高い」とあり、成人と子どもでは、事情が異なりますが、両方とも同じように「事業者の参入」ということで書かれているので、中身をよく精査していただきたいと思いました。例えば成人と子どもではセルフプランになる背景も異なります。障がい者も障がい児も同じではなく、中身を精査してほしいです。

数値のところですと、73 ページ「④放課後等デイサービス」の第1期の見込み量から実績は数が大きくなっています。それを踏まえて第2期の計画が立てられていますが、需要があるからということですが、放課後等デイサービスが爆発的に増えて乱立が見られた時に、質について事業所が叩かれた時期がありました。自ら事業所の質を高めていくことをしてきましたが、施設はたちごっこのようなところがあり、たくさんできればそこにたくさんの人が集まって待機が増えるということがあります。放課後等デイサービスがこの先、板橋区ではどのようなものができるか、例えば新しく開設を考えている事業者が連絡会にいらして、質問を受けますが、本当に意識をもってやろうとしているのか、疑問に思われるような事業者があります。「大変だと思います」と答えたりもしますが、これだけの数を見込んでいる中で板橋区に住んでいる子どもたちが、どのような育ちを保証されるのか、理念を大事に掲げられるような、それを踏まえた数値であって欲しいと思います。

もう1つ、これに関連して、「⑤保育所等訪問支援」は、数としては非常に少ないですし、大きな柱の1つではありましたが、全国的にも増えていません。板橋区では、やっと2か所となっているところですが、それには別の用途もあって、板橋区内には別の幼稚園・保育園の専門職による巡回の実績があったり、別の形で連携が取れ、充実してきました。保育所等訪問支援については、現状維持となっていますが、増やすことよりも、他のやり方で充実してきているということを引きちんと評価することも重要かと思いました。これまでの連携の実績も大事にして見込みを立ててほしいです。

(事務局)

73 ページ「放課後等デイサービス」はかなり需要が高くなっており、質の確保については非常に重要だと思えます。通いたいところに通える環境というのが必要であると感じています。

質の確保については、35 ページをご覧ください。4-2「学齢期教育・放課後対策の充実」の下から3つ目で事業化しておりまして、令和4年7月に板橋区にも児童相談所が設置される予定で、現在整備に向けて取り組みを進めているところです。設置後は指導検査も区で担うことになっています。指導検査の体制を整え、質の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

(委員長)

質の確保というご意見がありましたが、行政の質が保たれているかを協議するのは、非常に難しい話です。法人の中である程度ガバナンスの仕組みをしっかりと整えていただき、その中で問題が発生した場合に区が関与するということですので、恐らく本格的に調査するとキリがない話です。特に放課後等デイサービスの場合は、実際に中身を見てみないと、何をやっているのか理解できない場合があります。非常に重要な点ですので、サービスの質の確保、担保という点からもう少し仕組みを考えた方がいいかもしれません。

(委員)

蒸し返してしまい申し訳ございません。セルフプランを作っている人が相談支援事業を受ける際に何か問題があるのでしょうか。今の話の中で、何が問題であるのかよく分からなかったのですが、ご説明いただけますか。

(事務局)

サービス利用計画につきましては、事業所を活用して作成される方、ご自身で作られる方がいます。セルフプランが0になるということが望ましいというわけではないのですが、相談事業所を使って作りたいという方がまだまだいる中で、相談事業所が受けきれていないという現状です。これにつきましては、国の報酬の問題がありますので事業所の採算が取れないため、人員を増やせないという状態です。

(委員)

報酬が払えないということでしょうか。

(事務局)

煩雑な事務手続きに係る時間や労力に対する報酬が低いため、事業所の参入が見込めないと聞いています。

(委員)

セルフプランに問題があるわけではないのですか。

(事務局)

全く問題ありません。

(委員)

わかりました。どうもありがとうございました。

(委員)

46 ページ「(1) 施設入所者の地域生活の移行」についてです。こちらには国の指針もありますが、施設入所からの地域移行ですとグループホームが考えられると思うのですが、施設入所されている方たちは重度の方が多いです。そうすると、重度の方のためのグループホームが受け皿としてどうしても必要となってきます。先ほどありましたが、重度のグループホームは1つしかありません。知的の方はいまだに0です。それで地域移行が果たして実現できるのでしょうか。もしそういったことを踏まえて考えていらっしゃるなら、37 ページの「グループホームの整備促進」を「重度グループホームの整備促進」に修正したほうが良いと思います。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、表現は改めさせていただきます。

(委員長)

グループホームの具体的な数字について記載はないのでしょうか。

(事務局)

56-57 ページ「(3) 居住系サービス」に見込み量を記載しております。居住に関しましては、重度の障がい者に対応を求められていることと認識しております。事業概要にも重度の方の対応も意識している旨の記載は改めさせていただければと思います。

(委員)

60 ページ「③意思疎通支援事業」の文章で「現状の体制により対応が図れている状況にあるため」という箇所についてです。板橋区の中では3つの福祉事務所があり、そこに相談員が設置されています。板橋福祉事務所、志村福祉事務所、赤塚福祉事務所です。そのうち板橋と志村は月曜日から金曜日まで相談員がいますが、赤塚は火曜日と木曜日の週2日だけです。赤塚地域の方にとっては、相談したくてもできない日があり、志村や板橋の方まで出向いている方もいるという現状があります。こちらは以前から課題になっています。障がい福祉課からも、毎回予算の都合で難しいとお答えいただいていることは十分理解しておりますが、この課題に関して今後どのように対応していくのか、方針について教えていただければと思います。

(事務局)

なかなか拡充が難しい状況がございます。例えば遠隔手話システムの導入など、相談員の配置だけでなく必要とされるときにご支援をできるようなサービスの充実についても検討しております。

(委員)

遠隔サービスなど新しい方法も取り入れて、多様なニーズに対応できるように拡充していくのは良いと思います。しかし、不安を抱えている高齢者の方が福祉事務所に行き、相談員と話をする事で解決しているということ、またそういったサービスを必要としている方がたくさんおられるという現状があります。そのあたりをもう少しお考えいただきたいです。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。そういったニーズがあるということで、今後も検討させていただきます。

(委員)

セルフプランということに関しまして、本人が自立していく中でも大事な事だと思います。もう一点、私どものような会の親のお子さんは、着ること、食べること、排泄全てにおいて介助を必要とし、全介助を必要とする生活としましては、どうしても親が頑張ってしまうという状況にあります。だからこそそこに事業者が参入し、子どもの自立に向けてもっと良いアドバイスをもらうということがすごく大事です。そうなりますと、事業者の受け入れ全てが基幹相談支援センターという重点項目と繋がってきます。だからこそ事業内容を具体的に切り込んだ内容で、区民の皆様が一冊を見て理解できるように、同じ文言を使って丁寧に説明していくことが必要だと思います。

(事務局)

ご意見踏まえて検討させていただきます。

(委員)

56-57 ページ「(3) 居住系サービス」に見込み量がありますが、重度の方を何年度に何人受け入れていくかという具体的な数値、板橋キャンパスがオープンした後どのくらい増える見込みであるという数値を記載してほしいです。知的障がいの方も、地域生活拠点事業で緊急課題と位置付けているわけですから、計画年度としては何年度にどうするという目標が必要です。もう一点、57 ページの文章で「今後も適切な情報提供による民間事業者の参入を促進するとともに、公共用地等の活用も含め」とありますが、具体的には家を借りることを含め、物件の確保が至難の業です。その中で、民間事業をどのような視

点、考え方で取り込んでいけるようにする想定なのでしょうか。公共用地を具体的に用意するのですか。公共のグループホームはありません。民間のグループホームを探すということになります。このままでは、努力して取り組んでいただいても増えないということになります。何件回っても物件が確保できないです。非常にハードルが高いです。その現実を踏まえて計画を立てていただきたいです。

(事務局)

公共施設の活用につきまして、板橋キャンパスは東京都との協議の中で、情報を提供させていただきました。現時点では今後の見込みがないですが、機会を捉え、情報の提供をしたいと考えております。

(委員)

空いている区有地の活用の検討を是非お願いします。グループホームは小さい土地でもできます。

(事務局)

現状を捉えながら、検討させていただきます。

(委員)

47 ページ「(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について、令和5年度末までにと記載がありますが、今現在の区の状況は何も示されていない現状です。例えば相談はどこの事業所が行うということや、体制づくりについて何も示されておりません。地域生活支援拠点に関しても、大まかでもよいのでスケジュールを記載していただきたいです。

(事務局)

47 ページにつきましては、国の基本指針の中でまずは整備した拠点の維持が求められており、加えて毎年検証していくことが指示されており、そちらを踏まえて記載しております。具体的に地域生活支援拠点をどのようにしていくかということは重点項目にもございますが、今年度中に拠点の整備について、現段階のものを示しつつ、以降の方向性を示していく予定です。

(委員)

会議資料についてですが、できればもう少し早く送付いただきたいです。全てを読もうとしますと時間がかかりますので、もう少し時間にゆとりが欲しいです。例えば何ページに何が書いてあるということはまでは把握できないです。

(事務局)

一週間くらい前を目途に送らせていただいたおります。少しでも早く送れるように、努力をさせていただきます。

(委員長)

かなりの量があるので、キーワードで参照できるとよいと思います。ハイパーリンクなどで具体例に飛べるとよいです。個別の項目で見やすくなると思います。電子版でやるなら検討していただきたいです。様々な障がいの方がいて、それぞれ関心のあるテーマが違うと思うので、それを全体の中から探していくのは非常に大変です。

(事務局)

電子版については検討していきたいと思います。

(委員)

この中に含まれているのかどうか読み取れないのですが、放課後等デイサービスの民間の事業者の数や、グループホームの精神や知的の数など、読み取ることが難しい部分をもう少し記載していただければと思います。

(事務局)

どういった事業所がどのくらいあるのか、把握したいという方もいらっしゃるかと思います。

(委員)

グループホームの入居者の定員や放課後等デイサービスなどの定員も知りたいです。知的のグループホームは今何人くらいいるのでしょうか。非常に役立つ計画にしてほしいです。

(事務局)

区の資源としてどういったものがあるのかという情報ですが、資料編に記載するというのを検討していきます。

(委員)

「民間事業者の参入を促す」という表現で、あちこちに記載がありますが、1民間事業者としては非常に厳しいという実感です。質の向上と言われておりますが、民間事業者にとってはまず人材の確保が一番の課題です。まず人材を確保した上で質をどのように向上していくかということが、板橋区だけの問題ではないと思いますが、民間事業者の参入という文言だけ記載して終わりというのは非常に苦しい思いながら全体を見ております。この数値を、3年後に本当に自治体の責任として創出できるのかということが疑問です。現場の事業者のことも想定しながら作成していただきたいと切に願っております。

(事務局)

全体の課題から一時的な問題まで、全部含めてお伺いをしていくところです。区といたしましても、国や東京都に機会を捉えて意見を上げるといったことは今後も継続的に行ってまいります。民間事業者の運

営の支援にもつなげていきたいと思えます。

(委員長)

供給がどの程度あるかということが非常に重要で、ニーズも満たせるかどうかということになると思えます。簡単には計画の中には載せられないかもしれないです。それでも考えていかなければならない重要なテーマです。工賃がある程度安定して発生しないと経営が成り立たないと供給ができません。ぜひよろしくお願ひいたします。

3 その他

(委員長)

ありがとうございました。それでは時間となりましたので終了いたします。その他として、事務局から何かございますか。

(事務局)

補足事項は特にありません。

(委員長)

最後になりますが、次回の日程等について、事務局よりお願ひします。

(事務局)

次回の策定委員会は、1月を考えております。新型コロナウイルス感染症の影響による不確定要素があるため、日時は確定してありませんが、近日中に仮の日程をお示ししたいと思えます。

詳細が決まりましたら、改めてご連絡申し上げます。

4 閉会

(委員長)

本日の板橋区障がい福祉計画策定委員会はこれで終了します。